

## 【別紙1】調査成果の概要

1952年10月米国政府作製・発行の海図における竹島の記載について

執筆者：舩杉力修（島根大学法文学部准教授）

### 1. 地図の概要【別紙2、別紙3、別紙4】

- ・タイトル：NORTH PACIFIC OCEAN, NORTHWESTERN PART（北太平洋－北西部）
- ・海図番号：5799G
- ・発行者：Hydrographic Office, under the authority of the SECRETARY OF THE NAVY  
（（米国）海軍水路部）
- ・発行年月：1952年10月印刷、第2版（初版：1942年3月）  
※1952年4月に発効したサンフランシスコ平和条約の発効直後の印刷
- ・縮尺：646万9545分1
- ・所蔵：個人
- ・2020年11月米国・カリフォルニア州の古書店から購入

### 2. 地図の記載内容【別紙5】

- ・海図には、北太平洋の北西部、すなわち、中国東部、朝鮮半島、ロシア極東地方、日本列島、アリューシャン列島、アラスカの一部、台湾、ハワイ諸島が記載されている。
- ・日本海では、朝鮮半島と隠岐諸島の間に、鬱陵島と竹島が記されている。
- ・鬱陵島は、'Ullūng Do'と韓国名で記されている。「3231」はフィートで、約985m、鬱陵島の最高峰聖人峰の標高984mを指している。
- ・竹島は、'Take Shima'と日本名で記されている。「515」はフィートで、約157m、竹島の最高標高点（男島（西島））の標高168mを指している。
- ・一般的に、海図では、陸地の部分には国境線を記すが、海洋、島嶼には国境線は記さない。
- ・SEA OF JAPAN（日本海）、KOREA STRAIT（＝対馬海峡）、YELLOW SEA（黄海）、EAST CHINA SEA（東シナ海）周辺の日韓境界付近の地名をみると、北朝鮮・韓国側では、Musu Dan（舞水端）、TONGJŌSON MAN（東朝鮮湾）、Suwōn Dan（水源端）、Imun Mal（臨院末）、Yōngil Man（迎日湾）、Changgi-Gap（長髻岬＝虎尾串）、So Do（西島＝巨文島）、Cheju Do（济州島）、Sohūksan Do（小黑山島＝可居島）と、いずれも-Do、-Manなど朝鮮、韓国名で記されている。一方、日本側では、Oki Guntō（隠岐群島）、Hinomi Saki（日御碕）、Mi Shima（見島）、Tsushima（対馬）、Okino Shima（沖ノ島）、Iki Shima（壱岐島）、Goto Rettō（五島列島）、Tori Shima（鳥島＝肥前鳥島）、Danjo Guntō（男女群島）と、いずれも-Shima、-Guntōなど日本名で記されている。したがって、海図には海洋、島嶼には国境線を記さないものの、この海図では、鬱陵島は韓国領、竹島を日本領と記していることが確認できる。
- ・なお、1940年の米国海軍水路部印刷の'Japan Sea and Japanese islands including Nanpo Shoto'（日本海及日本列島、含南方諸島）（※オランダの古書店のホームページによる）においては、鬱陵島は、Usturyo Toと日本語読み、竹島はTake Shima（Liancourt

Rks) と日本名及び西洋名 (フランス名) で記されている。また、北朝鮮・韓国側では、Busui Tan (舞水端)、CHONSEN KAIWAN (KOERAN GULF) (朝鮮海湾)、Rinin Matsu (臨院末)、Geigitsu Wan (迎日湾)、Choki Ko (長髯岬 (こう)) などと、鬱陵島と同様に、いずれも日本語読みで記されている。しかしながら、1952年の海図では、北朝鮮・韓国の地名は韓国名で記載され、日本の地名は日本名で記されている。こうしたことから、1952年の海図では、鬱陵島は韓国領、竹島を日本領と記していることが確認できる。

### 3. 特記事項

- (1) この海図は、米国海軍の作製であることから、米国政府作製の公的地図である。したがって、この海図から 1952 年 10 月当時の米国政府の地理的認識を読み取ることができる。
- (2) この海図では、サンフランシスコ平和条約でわが国が放棄した、朝鮮及び濟州島、巨文島、そして鬱陵島が韓国名で記される一方で、竹島は日本名で記されていることから、竹島が日本領として記されていることが確認できる。つまり、1952 年 10 月の時点で米国政府は竹島を日本領と認識していることが確認できる。
- (3) この海図の記載は、昨年 10 月、12 月に報道発表した、米国製航空図と同様に、1951 年 9 月調印、1952 年 4 月発効のサンフランシスコ平和条約の内容を反映していると考えられる。また、米国製航空図とともに、竹島についてのわが国の主張を補強する資料といえる。さらには、韓国政府の主張、サンフランシスコ平和条約において、竹島が鬱陵島の属島として韓国領と承認されたとか、サンフランシスコ平和条約の領土事項が例示的な列挙で、日本が放棄する領土に竹島が含まれるという解釈は、いずれも根拠のない主張であるといえる。
- (4) この海図の意義としては、昨年報道発表した航空図と同様に、この海図はサンフランシスコ平和条約発効直後の米国政府の地理的認識を反映していると考えられる。すなわち、サンフランシスコ平和条約及びそれを補完するラスク書簡の記載内容を反映していると考えられる。したがって、国際法上、竹島が韓国領であるとは言えず、韓国側が竹島を不法占拠していることが改めて確認できた。米国製航空図とともに、米国製海図は、竹島が戦後日本領として保持されたとする、わが国の主張を補強する重要な資料の一つであるといえる。平和条約発効直後の 1952 年の米国政府作製の海図において、竹島が日本領と記されていることが確認されたのは初めてである。

### 4. その他

今回米国の古書店から入手した海図 (一部) の複製版は、島根県竹島資料室で、2 月 19 日より展示される予定である。